ア　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

ア　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
スズキ	平成19年8月	DA64V-632213	GBD-DA64V	軽自動車	貨物	バン	K6A	ガソリン

※この車両の走行距離は　　92,082　ｋｍ（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　9,310 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　自動車検査証返納証明書

（2）　軽自動車検査証返納確認書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第４６条第1項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

イ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

イ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
スズキ	平成23年2月	DA64V-766584	GBD-DA64V	軽自動車	貨物	バン	K6A	ガソリン

※この車両の走行距離は　　135,590　ｋｍ（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　9,310 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　自動車検査証返納証明書

（2）　軽自動車検査証返納確認書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第４６条第１項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

ウ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

ウ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
スズキ	平成23年3月	DA64V-766601	GBD-DA64V	軽自動車	貨物	バン	K6A	ガソリン

※この車両の走行距離は　　118,324　km（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　9,310 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　自動車検査証返納証明書

（2）　軽自動車検査証返納確認書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第46条第1項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

エ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

エ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
スズキ	平成23年3月	DA64V-766606	GBD-DA64V	軽自動車	貨物	バン	K6A	ガソリン

※この車両の走行距離は　　126,399　km（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　9,310 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　自動車検査証返納証明書

（2）　軽自動車検査証返納確認書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第46条第1項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

オ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

オ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
スズキ	平成23年3月	DA64V-766610	GBD-DA64V	軽自動車	貨物	バン	K6A	ガソリン

※この車両の走行距離は　　153,114　km（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　9,310 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　自動車検査証返納証明書

（2）　軽自動車検査証返納確認書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第46条第1項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市水道局　南部水道センター田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

カ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

カ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
スズキ	平成23年3月	DA64V-766614	GBD-DA64V	軽自動車	貨物	バン	K6A	ガソリン

※この車両の走行距離は　　143,003　km（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　9,310 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　自動車検査証返納証明書

（2）　軽自動車検査証返納確認書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第４６条第1項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

１０　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市水道局　南部水道センター田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

キ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

キ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
スズキ	平成18年5月	DA64V-630350	GBD-DA64V	軽自動車	貨物	バン	K6A	ガソリン

※この車両の走行距離は　　106,543　km（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　9,310 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　自動車検査証返納証明書

（2）　軽自動車検査証返納確認書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第46条第1項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

ク　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

ク　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
スズキ	平成23年3月	DA64V-766626	GBD-DA64V	軽自動車	貨物	バン	K6A	ガソリン

※この車両の走行距離は　　115,961　ｋｍ（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　9,310 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　自動車検査証返納証明書

（2）　軽自動車検査証返納確認書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第４６条第１項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

ケ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

ケ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
スズキ	平成23年3月	DA64V-766622	GBD-DA64V	軽自動車	貨物	バン	K6A	ガソリン

※この車両の走行距離は　　122,280　km（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　9,310 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　自動車検査証返納証明書

（2）　軽自動車検査証返納確認書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第46条第1項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

コ 中古軽四貨物自動車（バン）1台 売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1 件名

コ 中古軽四貨物自動車（バン）1台 売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
スズキ	平成23年3月	DA64V-766674	GBD-DA64V	軽自動車	貨物	バン	K6A	ガソリン

※この車両の走行距離は 123,439 ｋｍ（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2 車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター 田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3 リサイクル料金

（1） 使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金 預託金相当額 9,310 円

（2） 入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4 車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1） 自動車検査証返納証明書

（2） 軽自動車検査証返納確認書

（3） リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4） 書類受領書

（5） 車両受取書

5 車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第４６条第１項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6 車両の引取り

（1） 落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2） 運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3） 車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

サ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

サ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
スズキ	平成23年3月	DA64V-766682	GBD-DA64V	軽自動車	貨物	バン	K6A	ガソリン

※この車両の走行距離は　　146,330　ｋｍ（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　9,310 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　自動車検査証返納証明書

（2）　軽自動車検査証返納確認書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第４６条第１項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

シ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

シ　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
スズキ	平成19年10月	DA64V-632201	GBD-DA64V	軽自動車	貨物	バン	K6A	ガソリン

※この車両の走行距離は　　100,615　ｋｍ（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　9,310 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　自動車検査証返納証明書

（2）　軽自動車検査証返納確認書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第４６条第１項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

ス　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

ス　中古軽四貨物自動車（バン）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
マツダ	平成20年3月	DG64V-740093	GBD-DG64V	軽自動車	貨物	バン	K6A	ガソリン

※この車両の走行距離は　　89,575　km（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　9,460 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　自動車検査証返納証明書

（2）　軽自動車検査証返納確認書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第４６条第１項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

セ　中古小型貨物自動車（バン）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

セ　中古小型貨物自動車（バン）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
トヨタ	平成17年2月	NCP51-0086604	CBE-NCP51V	小型	貨物	バン	1NZ	ガソリン

※この車両の走行距離は　　121,235　km（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　8,730 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　登録識別情報等通知書

（2）　譲渡証明書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第４６条第１項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

ソ　中古小型貨物自動車（キャブオーバー）1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古軽四貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

ソ　中古小型貨物自動車（キャブオーバー）1台　売払

車名	初度登録年月	車台番号	型式	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の型式	燃料の種類
三菱	平成14年10月	FB500B570160	GE-FB500B	小型	貨物	キャブオーバー	4G63	ガソリン

※この車両の走行距離は　　42,789　km（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、初度登録年月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　リサイクル料金

（1）　使用済自動車の再資源化等に関する法律第76条に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳）リサイクル料金　　預託金相当額　　7,170 円

（2）　入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。

なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル料金（預託金相当額）を水道局が発行する納入通知書の納入期限までに納入すること。

4　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及びリサイクル料金を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）～（3）の書類については、当局が交付し、(4)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）～（3）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（5）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　登録識別情報等通知書

（2）　譲渡証明書

（3）　リサイクル券（自動車リサイクル料金の預託状況）

（4）　書類受領書

（5）　車両受取書

5　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第４６条第１項を適用し、延滞違約金を徴収する。

6　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額及びリサイクル料金を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

7　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において一時抹消登録手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動･自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

8　問い合わせ先･担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

タ　中古原動機付自転車1台　売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の中古小型貨物自動車（以下、「車両」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1　件名

タ　中古原動機付自転車1台　売払

車名	車台番号	型式	自動車の種別	車体の形状	燃料の種類
ホンダ	AA01-1374551	BA-AA01	原動機付自転車	自動二輪車	ガソリン

※この車両の走行距離は　　10,111　km（令和7年3月末現在）

※この車両の使用期間は、平成16年1月～令和7年3月末

2　車両保管場所及び下見会場

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

3　車両の引取りに係る書類の交付

車両の引取りに係る次の書類は、契約金額及を納入確認し、契約締結後に交付する。

なお、次の（1）の書類については、当局が交付し、(2)については、買受人の所在及び名称を記入のうえ（1）の書類の交付時に当局に提出すること。

また、（3）については、車両引き渡し時に買受人の所在及び名称を記入のうえ当局に提出すること。

（1）　原動機付自転車申告済証

（2）　書類受領書

（3）　車両受取書

4　車両引取期限

令和7年11月25日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第46条第1項を適用し、延滞違約金を徴収する。

5　車両の引取り

（1）　落札後、車両の引取りに際しては、契約金額を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引取ること。

なお、引取日については、事前に当局担当者と調整し、当局担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。

引取日は土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く10時から16時までとする。

（2）　運搬費用、再登録のための整備、手続き･申請費用等は全て落札者の負担とする。

（3）　車両の引取りの際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。また、施設及び設備に損傷を与えた場合については全て落札者の責任において原状復帰すること。

6　その他

（1）　車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。

（2）　車両は、当局において廃車手続き済みである。

（3）　車両は、使用を中止してから月日が経っていることから、バッテリーの劣化などによりエンジン始動が困難な場合があるので、引取り時等に十分対応できるよう準備しておくこと。

（4）　その他何らかの原因により、エンジン始動・自走が困難な場合もあるので、事前に十分調査しスムーズに引取りできるよう準備しておくこと。

（5）　落札者の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、大阪市水道局契約規程第３７条を適用し、契約保証金は当局に帰属するものとする。

（6）　車両本体に表記されている局名及び市章については、すべてマスキングテープにて仮消去済みであるが、落札者が責任をもって完全に消去すること。

（7）　本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の疑義は一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（8）　本売払契約締結後の物件については、当局は一切の責任を負わない。

7　問い合わせ先・担当

大阪市水道局総務部管財課　土井

ＴＥＬ　06-6616-5458

《車両保管場所及び下見会場地図》

大阪市南部水道センター　田辺分室跡施設

大阪市阿倍野区三明町2丁目9-17

（※敷地内には駐車場はございません。）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　大阪市水道局（以下「発注者」という。）と本契約を締結した者（以下「受注者」という。）及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）へ報告しなければならない。

（違法又は不適正な要求の報告）

第３条　受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（水道局総務部総務課（法務監査）連絡先：06（6616）5403）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第４条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第５条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  ※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
  なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること